一　般　事　項

Ⅰ　定　義

１．　記号の定義

（１）　㊦とは、本会の競走馬登録の時、すでに地方競馬の競走（都道府県または指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）に出走（地方競馬全国協会が行う馬の登録（地方競馬指定交流競走のために行うものを除く。以下「地方馬登録」という。）を受けていた期間の地方競馬以外の競走への出走を含む。）したことのある馬であって㊦以外の馬をいう。

（２）　㊦とは、日本中央競馬会競馬施行規程（平成 19 年理事長達第 28 号。以下「競馬施行規程」という。）第 28 条により競走馬登録を受けた馬をいう。

（３）　㊥とは、外国産馬（公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録を受けており、種付けのために外国に一時的に輸出された牝馬の産駒であって、日本で種付けされ外国で生まれ当歳の 12 月末日までに輸入されたものを除く。以下同じ。）であって㊥以外の馬をいう。

（４）　㊥とは、競馬施行規程第 29 条により競走馬登録を受けた馬をいう。

（５）　㊧とは、㊦が出走でき、競馬施行規程第 60 条により免許を受けた騎手が騎乗できる競走であって、㊨以外の競走をいう。

（６）　㊨とは、地方馬登録を受けている期間に、本会が認定した地方競馬の競走（以下「認定競走」という。）もしくは競馬番組で別に定める地方競馬の競走で第１着となった㊦、または競馬番組で別に定める収得賞金の条件を満たす㊦が出走でき、競馬施行規程第60条により免許を受けた騎手が騎乗できる競走をいう。

（７）　㊧とは、競馬施行規程第 60 条により免許を受けた騎手が騎乗できる競走をいう。

（８）　㊪とは、内国産馬（公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録を受けており、種付けのために外国に一時的に輸出された牝馬の産駒であって、日本で種付けされ外国で生まれ当歳の 12 月末日までに輸入されたものを含む。以下同じ。）に㊥が混合して出走できる競走をいう。

（９）　㊫とは、内国産馬に㊥および㊥が混合して出走できる競走をいう。

２．　削　除

３．　削　除

４．　競走条件

出走馬の資格は、当該競走の出馬投票締切前日までの競走成績（中央競馬の競走（本会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）、地方競馬の競走および外国の競馬の競走における競走成績をいう。）によって決定する。

（１）　競走成績

イ　平地競走については平地競走、障害競走については障害競走のみの競走成績とする。ただし、1999 年 12 月 31 日以前に実施された障害競走の競走成績は平地競走の競走成績に含めるものとする。

ロ　地方競馬における競走成績は、当該馬の競走成績証明書に記載されたものとする。

ハ　外国の競馬における競走成績は、公認競馬団体が発行した成績証明書または公認成績書に記載されたものとする。

（２）　ハンデキャップ競走の出走資格

ハンデキャップ競走の出走馬は、中央競馬の平地競走、地方競馬指定交流競走（本会の競走馬登録を受けている馬が出走できる競走に限る。）または理事長が指定する外国の競馬の競走について（平成７年理事長達第 63 号）に定める競走（以下「外国の重賞競走」という。）に通算して２回以上出走していることを要する。

（３）　収得賞金

イ　収得賞金

収得賞金とは、次に掲げる着順を得た競走について、下記ロからトに定める額を競馬番組で別に定める方法により算定した額をいう。

（一）　第１着

（二）　中央競馬の重賞競走およびリステッド競走の第２着

（三）　日本グレード格付管理委員会により格付けされた地方競馬指定交流競走（以下「地方重賞競走」という。）の第２着

（四）　外国の重賞競走およびリステッド競走の第２着

（五）　地方馬登録を受けていた期間もしくは外国所属（外国において馬の調教に関し免許を受けている者との間において当該馬の飼養および調教に関する契約等が締結されていることをいう。以下同じ。）であった期間に出走した中央競馬以外の競走の第２着本賞金が 100 万円以上の第２着（(三)および（四)に掲げるものを除く。）

（六）　削　除

ロ　中央競馬の競走における収得賞金に算入する額

中央競馬の競走において上記イの（一）または（二）に定める着順を得た場合は、下表に定める額を収得賞金に算入する。この場合において、10 万円未満の端数は切り捨てる。

<table>
<tr><th colspan="4">競走</th><th>収得賞金に算入する額</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">重賞競走</td><td rowspan="2">2歳馬競走</td><td>ＧⅠ・ＧⅡ競走</td><td>該当する着順の
本賞金額の半額</td></tr>
<tr><td>上記以外の競走</td><td>第1着は1,600万円
第2着は　600万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">3歳馬競走および3（4）歳以上馬競走</td><td>該当する着順の
本賞金額の半額</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">リステッド競走</td><td colspan="2">2歳馬競走</td><td>第1着は1,100万円
第2着は　500万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">3歳馬競走</td><td>第1着は1,200万円
第2着は　500万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">3（4）歳以上馬競走</td><td>第1着は1,400万円
第2着は　600万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">オープン競走
（重賞競走およびリステッド競走を除く）</td><td rowspan="2">平地競走</td><td rowspan="2">2歳馬競走</td><td>九州産馬限定競走</td><td>500万円</td></tr>
<tr><td>上記以外の競走</td><td>600万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">3歳馬競走</td><td>1,000万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">3（4）歳以上馬競走</td><td>1,200万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">障害競走</td><td colspan="2">特別競走</td><td>750万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般競走</td><td>600万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">3勝クラス競走</td><td>900万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">2勝クラス競走</td><td>600万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">1勝クラス競走</td><td>500万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">新馬・未勝利競走</td><td>400万円</td></tr>
</table>

ハ　中央競馬の競走以外の競走における収得賞金に算入する額

中央競馬以外の競走において上記イの(一)または(三)から(五)に定める着順を得た場合は、予め定められた当該競走の着順に応じた本賞金を下表に定めるところにより、収得賞金に算入する。この場合において、10万円未満の端数は切り捨てる。

着順	収得賞金に算入する額
第1着本賞金	1,200万円以上は半額 400万円以上1,200万円未満は400万円 10万円以上400万円未満は全額 10万円未満は10万円
上記イ－(三)、(四)、(五)の 第2着本賞金	480万円以上は半額 160万円以上480万円未満は160万円 160万円未満は全額

ニ　地方競馬指定交流競走（地方重賞競走を除く。）における収得賞金に算入する額

本会の競走馬登録を受けている馬が地方競馬指定交流競走において上記イの(一)に定める着順を得た場合は、上記ハの規定にかかわらず、下表に定めるところにより収得賞金を算入する。

出走競走の本会所属馬競走条件	収得賞金に算入する額
オ　ー　プ　ン	1,000 万円
3　勝　ク　ラ　ス	900 万円
2　勝　ク　ラ　ス	600 万円
1　勝　ク　ラ　ス	500 万円
未　　勝　　利	400 万円

ホ　外国の競馬の競走における本賞金の取扱い

外国の競馬の競走において収得した本賞金は、別に定める比率により換算し、上記ハに定めるところにより収得賞金に算入する。

ヘ　同着の場合の収得賞金に算入する額

上記イに定める着順において同着があった場合は、上記ロからホに定める額を同着となった馬についてそれぞれ収得賞金に算入する。

ト　2026 年 12 月 31 日以前に実施された競走における収得賞金に算入する額

上記にかかわらず、2026 年 12 月 31 日以前に実施された競走における収得賞金に算入する額については、従前の一般事項Ⅰの 4 の(3)に定めた収得賞金の取扱いによる。

（４）　新馬競走

新馬競走とは、競走(地方競馬および外国の競馬の競走を含む。)に出走したことのない馬（以下「未出走馬」という。）が出走できる競走をいう。

（５）　未勝利競走

未勝利競走とは、競走(地方競馬および外国の競馬の競走を含む。)に出走したことがあって、上記(3)の収得賞金に算入する額がない馬（以下「未勝利馬」という。）が出走できる競走をいう。なお、未勝利競走には未出走馬は出走することができる。

（６）　**○勝クラス競走**

○勝クラス競走とは、上記(3)の収得賞金が下表右欄に定める額の馬が出走できる競走をいう。

3勝クラス競走	1,600万円以下
2勝クラス競走	1,000万円以下
1勝クラス競走	500万円以下

（７）　**オープン競走**

オープン競走とは、特に記載のない限り、すべての馬が出走できる競走をいう。

（８）　**重賞競走**

イ　重賞競走とは、特別競走のうち、賞金・負担重量・歴史と伝統・競走内容等において特に重要な競走をいう。なお、重賞競走は重賞競走一覧に記載される。

ロ　平地の重賞競走のグレード格付けについては、日本グレード格付管理委員会により決定され、その格付けの定義は以下のとおりとする。なお、同委員会によるグレード格付けを得られない重賞競走は、競走内容等によりJpnⅠ、JpnⅡ、JpnⅢ、新設重賞または重賞と表記する。

(一)　グレードⅠ競走とは、年齢別・競走距離別の最優秀馬を選定し、競走馬の生産の指標となる競走体系上最も重要な競走をいい、（ＧⅠ）と表記する。

(二)　グレードⅡ競走とは、グレードⅠ競走に次ぐ重要な競走をいい、（ＧⅡ）と表記する。

(三)　グレードⅢ競走とは、グレードⅠ競走およびグレードⅡ競走以外のグレード競走をいい、（ＧⅢ）と表記する。

ハ　次号以降ならびに競馬番組で別に定める負担重量および出走できる馬の決定方法においては、上記ロにより格付けされた中央競馬の競走の他に、地方重賞競走および外国の重賞競走を含むものとする。この場合において、「ＧⅠ競走」「ＧⅡ競走」「ＧⅢ競走」の表記は、それぞれ下表右欄の競走のことをいうものとする。（ただし、2020年6月5日以前に実施された競走については、従前の取扱いによる。）なお、地方重賞競走（JpnⅠ競走、JpnⅡ競走およびJpnⅢ競走を除く。）および外国の重賞競走の格付けについては、ジョッキークラブ・インフォメーション・システムズ・インコーポレイティッドが発行するインターナショナル・カタロギング・スタンダーズ・アンド・インターナショナル・スタティスティクス（以下「インターナショナル・カタロギング・スタンダーズ」という。）に定めるところによる。

ＧⅠ競走	JpnⅠ競走、パートⅠの競走のG1競走
ＧⅡ競走	JpnⅡ競走、パートⅠの競走のG2競走
ＧⅢ競走	JpnⅢ競走、パートⅠの競走のG3競走

ニ　障害の重賞競走については、賞金・負担重量・歴史と伝統・競走内容等により、Ｊ・ＧⅠ競走、Ｊ・ＧⅡ競走およびＪ・ＧⅢ競走に格付けする。

（９）　**リステッド競走**

イ　リステッド競走とは、特別競走のうち、競走体系上重賞競走に次ぐ重要な競走をいう。なお、リステッド競走は重賞競走一覧に記載される。

ロ　リステッド競走の格付けについては、日本グレード格付管理委員会により決定され、（Ｌ）と表記する。

ハ　次号以降ならびに競馬番組で別に定める負担重量においては、上記ロにより格付けされた中央競馬の競走の他に、外国のリステッド競走を含むものとする。なお、外国のリステッド競走の格付けについては、インターナショナル・カタロギング・スタンダーズに定めるところによる。

(10)　トライアル競走

トライアル競走とは、特別競走名に○○トライアルと記載されている競走をいう。

(11)　負担重量

イ　負担重量は､競馬番組に特に記載のない場合､競馬施行規程第71条第1号に定める馬齢重量とする。

ロ　別定重量とは、競馬施行規程第 71 条第 3 号に定めるものをいい、「別定」と記載する。ただし、別定重量のうち、馬の年齢または性により定めるものを特に「定量」と記載する。

ハ　アローワンスとは、3 歳以上馬または 4 歳以上馬の競走において別定重量を算出する際に適用する馬の年齢または性の違いにより減じる重量であって、競馬番組で別に定めるものをいう。

ニ　別定重量は、競馬番組で特に定めた場合を除き当該競走の出馬投票締切前日までの競走成績により決定するものとする。

Ⅱ 出 走 制 限

１．外国産馬の出走制限

（１） 外国産馬のうち、本会の競走馬登録（再登録（本会の競走馬登録を抹消された馬が再び受ける競走馬登録をいう。以下同じ。）を除く。）または地方馬登録（本会の競走馬登録を抹消後に行うものを除く。）の時、すでに外国の競馬の競走に出走したことのある馬は出走できない。ただし、外は国際に出走することができる。

（２） ㊥は、混合および国際以外の競走に出走できない。

２．地方馬登録を受けたことのある馬または外国の競馬の競走に出走したことのある馬の出走制限

（１） 2015 年 9 月 12 日以降に本会の競走馬登録を受ける㊦のうち、競走馬登録申請の時、収得賞金が 2 歳馬で 150 万円以下の馬、3 歳馬で 300 万円以下の馬（2 歳の 12 月末日時点の収得賞金が 150 万円超かつ 3 歳の 1 月末日までに申請した馬を除く。）、4 歳以上馬で 500 万円以下の馬（3 歳の 12 月末日時点の収得賞金が 300 万円超かつ 4 歳の 1 月末日までに申請した馬を除く。）は出走できない。

ただし、下記のイまたはロに該当する場合は、この限りでない。

イ 認定競走において第 1 着となった㊦が、当該競走後、3 歳の 12 月末日までに、競馬施行規程第 28 条による競走馬登録を除き、最初に競走馬登録を申請するとき。

ロ 下記（3）に該当するとき。

（２） 本会の競走馬登録を受ける㊦（直前に外国所属であった馬を除く。）のうち、競走馬登録を申請した日の前日から起算して遡る 6 ヵ月間出走しなかった馬は出走できない。

（３） 外国の競馬の競走のみに出走したことのある内国産馬および地方馬登録を受けた後に外国の競馬の競走のみに出走したことのある外国産馬のうち、本会の競走馬登録申請の時、2 歳馬で未勝利の馬、3 歳馬で 1 勝以下の馬（2 歳の 12 月末日時点で 1 勝以上かつ 3 歳の 1 月末日までに申請した馬を除く。）、4 歳馬で 2 勝以下の馬（3 歳の 12 月末日時点で 2 勝以上かつ 4 歳の 1 月末日までに申請した馬を除く。）、または 5 歳以上馬で 3 勝以下の馬(4 歳の 12 月末日時点で 3 勝以上かつ 5 歳の 1 月末日までに申請した馬を除く。）は出走できない。

（４） 下記 5 の（1）に該当したもの（イの（一）に該当したものを除く。）については、上記（1）および（3）の規定を適用しない。

３．地方馬登録を受けた未出走馬または外国所属であった未出走馬の出走制限

3 歳の 7 月 1 日以降に本会の競走馬登録を申請する地方馬登録を受けた馬または外国所属であった馬のうち、申請の時、未出走馬は出走できない。

４．アラブ系馬の出走制限

アラブ系（アラブ・アングロアラブおよびアラブ系種をいう。）馬は、出走できない。

５．本会の競走馬登録を抹消したことのある馬の出走制限

（１） 1994 年 1 月 1 日以降に本会の競走馬登録（競馬施行規程第 28 条および第 29 条によるものを除く。この項において以下同じ。）を抹消された馬のうち、再登録を受けるものについては、当該再登録直前の競走馬登録抹消後、地方馬登録を受け、当該地方馬登録を受けていた期間に下記イからホに掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げるもののいずれかに該当したもの、または外国所属となり当該外国所属であった期間に下記へに掲げるものに該当したものでなければ出走できない。ただし、1 歳または 2 歳の時に本会の競走馬登録を抹消された馬であって、当該抹消時に中央競馬の競走、地方競馬の競走および外国の競馬の競走のいずれにも出走したことのないものが、当該抹消後、最初に再登録する場合は、この限りでない。

イ　1994 年 1 月 1 日以降 2004 年 12 月 31 日以前に本会の競走馬登録を抹消された馬

（一）　2001 年 12 月 31 日以前に 5 回以上出走したもの

（二）　2002 年１月１日以降に１勝以上したもの

ロ　2005 年１月１日以降 2008 年 12 月 31 日以前に本会の競走馬登録を抹消された馬

（一）　5 回以上出走し、1 勝以上したもの

（二）　2 勝以上したもの

ハ　2009 年 1 月 1 日以降 2012 年 12 月 31 日以前に本会の競走馬登録を抹消された馬

2 勝以上したもの

ニ　2013 年 1 月 1 日以降に本会の競走馬登録を抹消された馬（下記ホに該当する馬を除く。）

（一）　再登録の時、2 歳または 3 歳であって、2 勝以上したもの

（二）　再登録の時、4 歳以上であって、3 勝以上したもの

ホ　2015 年 9 月 12 日以降に再登録を申請する 2012 年以降に生まれた馬

（一）　3 歳 12 月末日までに 2 勝以上し、4 歳の 1 月末日までに競走馬登録を申請したもの

（二）　3 勝以上したもの

ヘ　インターナショナル・カタロギング・スタンダーズに定めるところのパートⅠの競走のＧ１競走、Ｇ２競走およびＧ３競走のいずれかで第 1 着となった馬

（２）　削　除

（３）　削　除

６．差押え等を受けている馬の出走制限

国税徴収法、民事執行法その他の法令の規定による差押え、仮差押えまたはこれに類する処分を受けている馬は、出走できない。

７．一般競走および特別競走の出走制限

一般競走および特別競走については、当該競走の出馬投票締切前日までの競走成績により競馬番組で別に定める出走制限を行う。

８．削　除

９．３走成績による平地競走の出走制限

（１）　本会の競走馬登録（再登録を受けた馬にあっては当該再登録）を受けた後、3 歳以上の未勝利馬が 2019 年 1 月 1 日以降に出走した中央競馬の平地競走において 3 回連続して第 8 着以内の着順を得なかった場合は、当該 3 回目の競走の実施日の翌日から起算して 2 ヵ月間平地競走に出走できない。

（２）　前項の回数に含まれる競走は、3 歳以降に出走した競走とする。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当該競走は前項の回数に含まないものとする。

イ　未出走馬として出走したとき

（2019 年 12 月 31 日以前に出走した未出走馬は、3 歳の新馬競走のみを対象とする。）

ロ　競走中止となったとき

ハ　裁決委員がやむを得ないと認めたとき

ニ　3 歳以上の未勝利馬が中央競馬の平地競走において 2 回連続（上記イ、ロおよびハに該当する場合は回数に含まない。）して第 8 着以内の着順を得ず、当該 2 回目の競走の実施日の翌日から起算して 2 ヵ月以内に中央競馬、地方競馬および外国の競馬のいずれの競走にも出走せずに、次に出走した競走が中央競馬の平地競走であり、かつ第 8 着以内の着順を得なかったとき

（３）　前項の規定にかかわらず、上記（１）の出走制限に該当したことがある場合は、当該最後の出走制限期間以前の競走は含まないものとする。

10. タイムオーバーとなった馬の平地競走の出走制限

重賞競走、騎手招待競走、その他競馬番組で特に定めた競走以外の平地競走に出走した馬または平地重賞競走に出走した未出走馬および未勝利馬が、当該競走の第 1 着馬の競走に要した時間より、下表 1 に定める時間を超えて決勝線に到達したとき、当該競走の実施日の翌日から起算して下表 2 に定める期間平地競走に出走できない。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

表　1

距離	右欄に掲げる競走以外の平地競走		2 歳の新馬競走	
	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走
1,400m以下	3 秒	4 秒	4 秒	5 秒
1,400m超 2,000m未満	4 秒	5 秒	5 秒	6 秒
2,000m以上	5 秒	6 秒	6 秒	7 秒

表　2

未勝利馬	タイムオーバー1 回目は 1 ヵ月間、2 回目は 2 ヵ月間、3 回目以上は 3 ヵ月間
その他の馬	1 ヵ月間

11. 痼疾馬の出走制限

（1）　1 眼または両眼の失明馬は出走できない。ただし、本会の競走馬登録を受けた後（競馬施行規程第 19 条第 1 項ただし書の適用を受け本会の競走馬登録を受けた馬にあっては、同条第 2 項に定める検査を受けた後）に 1 眼を失明した馬は、当該競走馬登録を抹消するまでの間、平地競走に限り出走することができる。

（2）　本会の競走馬登録（再登録を受けた馬にあっては当該再登録以前の本会の競走馬登録を含む。）を受けている期間の競走（地方競馬指定交流競走および外国の競馬の競走を含む。）において、装鞍所ひき付け時から競走終了後馬場を出るまでの間に鼻出血（外傷性のものを除く。）を発症したと認められる馬は、当該競走の実施日の翌日から起算して、発症 1 回目は 1 ヵ月間、2 回目は 2 ヵ月間、3 回目以上は 3 ヵ月間、それぞれ出走できない。

Ⅲ　出走可能頭数

１．各競馬場の出走可能頭数

芝コースは、最内柵による馬場をＡコース、Ａコースの外側に設定した馬場を、内側から順次Ｂコース、Ｃコース、Ｄコースという。

（１）札幌競馬場

平地競走

Ｂコースは、Ａコースから 1.5 メートル地点に柵を設置

Ｃコースは、Ａコースから　3 メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発　走　線		1,000m	1,200m	1,500m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	Ａコース	14 頭	16 頭	14 頭	14 頭	16 頭	14 頭
	Ｂコース	14 頭	16 頭	14 頭	14 頭	16 頭	14 頭
	Ｃコース	14 頭	16 頭	14 頭	14 頭	16 頭	14 頭

(ダートコース)

発　走　線	1,000m	1,700m	2,400m
出走可能頭数	12 頭	14 頭	12 頭

（２）函館競馬場

平地競走

Ｂコースは、Ａコースから 4 メートル地点に柵を設置

Ｃコースは、Ａコースから 7 メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発　走　線		1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	Ａコース	14 頭	16 頭	12 頭	16 頭	16 頭	16 頭
	Ｂコース	12 頭	16 頭		14 頭	16 頭	16 頭
	Ｃコース	12 頭	16 頭		14 頭	16 頭	14 頭

(ダートコース)

発　走　線	1,000m	1,700m	2,400m
出走可能頭数	12 頭	14 頭	12 頭

（３）福島競馬場

イ　平地競走

Ｂコースは、Ａコースから 2 メートル地点に柵を設置

Ｃコースは、Ａコースから 4 メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発　走　線		1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	Ａコース	14 頭	16 頭	14 頭	16 頭	16 頭	16 頭
	Ｂコース	14 頭	16 頭	14 頭	16 頭	16 頭	16 頭
	Ｃコース	14 頭	16 頭	14 頭	14 頭	16 頭	14 頭

(ダートコース)

発　走　線	1,000m	1,150m	1,700m	2,400m
出走可能頭数	12 頭	16 頭	15 頭	16 頭

ロ　障害競走

(芝コース)

発　走　線		2,750m	2,770m	2,800m	3,350m	3,380m	3,410m
出走可能頭数	Ａコース	14 頭			14 頭		
	Ｂコース		14 頭			14 頭	
	Ｃコース			14 頭			14 頭

（４）新潟競馬場

イ　平地競走

Ｂコースは、Ａコースから 4 メートル地点に柵を設置

(芝コース直線)

発　走　線		1,000m
出走可能頭数	Ａコース	18 頭
	Ｂコース	16 頭

(芝コース内回り)

発　走　線		1,200m	1,400m	2,000m	2,200m	2,400m
出走可能頭数	Ａコース	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭
	Ｂコース	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭

(芝コース外回り)

発　走　線		1,400m	1,600m	1,800m	2,000m	3,000m	3,200m
出走可能頭数	Ａコース	16 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭
	Ｂコース	14 頭	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭

(ダートコース)

発　　走　　線	1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,500m
出走可能頭数	12頭	15頭	13頭	15頭	15頭

ロ　障害競走

(芝コース)

発　　走　　線		2,850m (外→内)	2,890m (外→内)	3,250m (外→内)	3,290m (外→内)
出走可能頭数	Aコース	14頭		14頭	
	Bコース		14頭		14頭

（５）中山競馬場

イ　平地競走

Bコースは、Aコースから3メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから6メートル地点に柵を設置

(芝コース内回り)

発　　走　　線		1,800m	2,000m	2,500m	3,200m (外→内)	3,600m
出走可能頭数	Aコース	16頭	18頭	16頭	16頭	16頭
	Bコース	15頭	18頭	14頭	15頭	16頭
	Cコース	14頭	18頭	12頭	14頭	16頭

(芝コース外回り)

発　　走　　線		1,200m	1,600m	2,200m	2,600m	4,000m
出走可能頭数	Aコース	16頭	16頭	18頭	16頭	16頭
	Bコース	16頭	16頭	18頭	13頭	16頭
	Cコース	16頭	16頭	18頭	10頭	16頭

(ダートコース)

発　　走　　線	1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,400m	2,500m
出走可能頭数	14頭	16頭	12頭	16頭	16頭	16頭

ロ　障害競走

(芝コース)

発　　走　　線	2,710m	3,030m (外)	3,210m	3,350m (外)	3,370m (外)	3,570m	4,100m	4,250m (外)	4,260m (外)
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭	14頭	14頭	16頭	16頭	16頭	16頭

(芝→ダートコース)

発　　走　　線	2,700m	2,880m	3,200m
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭

（６）東京競馬場

イ　平地競走

Ｂコースは、Ａコースから 3 メートル地点に柵を設置

Ｃコースは、Ａコースから 6 メートル地点に柵を設置

Ｄコースは、Ａコースから 9 メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発　走　線		1,400m	1,600m	1,800m	2,000m	2,300m	2,400m	2,500m	2,600m	3,400m
出走可能頭数	Ａコース	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭
	Ｂコース	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭
	Ｃコース	18 頭	18 頭	18 頭	16 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭
	Ｄコース	16 頭	16 頭	16 頭	14 頭	16 頭	18 頭	18 頭	18 頭	16 頭

(ダートコース)

発　走　線	1,200m	1,300m	1,400m	1,600m	2,100m	2,400m
出走可能頭数	12 頭	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭

ロ　障害競走

(芝コース)

発　走　線	3,110m	3,300m
出走可能頭数	14 頭	14 頭

(芝→ダートコース)

発　走　線	3,000m	3,100m	3,300m
出走可能頭数	14 頭	14 頭	14 頭

（７）中京競馬場

イ　平地競走

Ｂコースは、Ａコースから 3 メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発　走　線		1,200m	1,300m	1,400m	1,600m	2,000m	2,200m	3,000m
出走可能頭数	Ａコース	18 頭	18 頭	18 頭	16 頭	18 頭	18 頭	18 頭
	Ｂコース	18 頭	18 頭	18 頭	16 頭	18 頭	18 頭	18 頭

(ダートコース)

発　走　線	1,200m	1,400m	1,800m	1,900m	2,500m
出走可能頭数	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭	14 頭

ロ　障害競走

(芝コース)

発　走　線		3,000m	3,300m	3,330m	3,600m	3,900m	3,940m
出走可能頭数	Aコース	14頭	14頭		14頭	14頭	
	Bコース	14頭		14頭	14頭		14頭

（8）京都競馬場

イ　平地競走

Bコースは、Aコースから 4 メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから 7 メートル地点に柵を設置

Dコースは、Aコースから 10 メートル地点に柵を設置

(芝コース内回り)

発　走　線		1,100m	1,200m	1,400m	1,600m	2,000m
出走可能頭数	Aコース	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Cコース	16頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Dコース	16頭	16頭	18頭	18頭	16頭

(芝コース外回り)

発　走　線		1,400m	1,600m	1,800m	2,000m	2,200m	2,400m	3,000m	3,200m
出走可能頭数	Aコース	18頭	18頭	18頭	16頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	18頭	18頭	18頭	16頭	18頭	18頭	16頭	18頭
	Cコース	18頭	18頭	18頭	14頭	18頭	18頭	16頭	18頭
	Dコース	18頭	18頭	18頭	14頭	18頭	18頭	14頭	18頭

(ダートコース)

発　走　線	1,000m	1,100m	1,200m	1,400m	1,800m	1,900m	2,600m
出走可能頭数	14頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

ロ　障害競走

(芝コース)

発　走　線	3,170m (内→外)	3,180m (外２周)	3,930m
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭

(芝→ダートコース)

発　走　線	2,910m	3,170m	3,760m
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭

（９）阪神競馬場

イ　平地競走

Ｂコースは、Ａコースから 3 メートル地点に柵を設置

(芝コース内回り)

発　走　線		1,200m	1,400m	2,000m	2,200m	3,000m	3,200m (外→内)
出走可能頭数	Ａコース	16 頭	18 頭	16 頭	18 頭	18 頭	18 頭
	Ｂコース	16 頭	18 頭	16 頭	18 頭	18 頭	18 頭

(芝コース外回り)

発　走　線		1,400m	1,600m	1,800m	2,400m	2,600m
出走可能頭数	Ａコース	16 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭
	Ｂコース	16 頭	18 頭	18 頭	18 頭	18 頭

(ダートコース)

発　走　線	1,200m	1,400m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭

ロ　障害競走

(芝コース)

発　走　線	3,000m	3,140m	3,800m	3,900m
出走可能頭数	14 頭	14 頭	14 頭	14 頭

(芝→ダートコース)

発　走　線	2,970m	3,110m
出走可能頭数	14 頭	14 頭

(10)小倉競馬場

イ　平地競走

Ｂコースは、Ａコースから 3 メートル地点に柵を設置

Ｃコースは、Ａコースから 6 メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発　走　線		1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	Ａコース	16 頭	18 頭	14 頭	16 頭	18 頭	16 頭
	Ｂコース	14 頭	18 頭	12 頭	16 頭	18 頭	16 頭
	Ｃコース	14 頭	16 頭		16 頭	16 頭	16 頭

(ダートコース)

発　走　線	1,000m	1,700m	2,400m
出走可能頭数	14 頭	16 頭	16 頭

ロ　障害競走

(芝コース)

発　走　線	2,860m	3,390m
出走可能頭数	12頭	14頭

２．上記１にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走については、別に定める出走可能頭数とする。

Ⅳ 特 別 登 録

１．特別登録のやりなおし

特別競走を延期した場合は、特別登録の一部または全部をやりなおすことがある。特別登録をやりなおす場合はすでに徴収した特別登録料のうち、やりなおす部分の特別登録料は納付がなかったものとみなして、その相当額を還付するものとし、還付の時当該馬を所有している者に対して行う。

２．特別登録料の返還

競馬施行規程第 77 条によって特別登録料を返還する場合は、返還の時当該馬を所有している者に対して行う。

Ⅴ 出 馬 投 票

１．出馬投票

（１） 競走（地方競馬指定交流競走を含む。）に出走した日から起算して 5 日以内に実施される競走については、出馬投票することができない。

（２） 最終回の特別登録申込みをもって出馬投票にかえることがある。

（３） 競走を延期した場合は、競馬番組で別に定める取扱いにより改めて出馬投票（上記(2)の特別登録申込みを含む。）の受付けを行う。ただし、特別の事情のある場合はこの限りでない。

（４） 同じ馬につき、2 競走以上の出馬投票があったときは、最後にされた出馬投票を有効とし、他の投票を無効とする。

２．出走できる馬の決定方法

出馬投票締切りの結果、出走申込頭数が、出走可能頭数（競走の分割がある場合は出走可能頭数の 2 倍の頭数。以下同じ。）を超過した競走があった場合、下記の方法によって出走できる馬ならびに非当選馬（出走できる馬を決定する際に抽選によって出走できる馬とならなかった馬をいう。）および非抽選馬（出走できる馬とならなかった馬のうち非当選馬以外の馬をいう。）を決定する。

なお、競走の分割は出走できる馬を決定した後に行う。

（１） 下表の競走においては、重賞競走一覧および競馬番組で別に定める出走馬の選定方法により出走できる馬を決定する。

2 歳 馬 競 走	函館 2 歳ステークス、新潟 2 歳ステークス、中京 2 歳ステークス、 農林水産省賞典札幌 2 歳ステークス
3(4)歳以上馬競走	ＧⅠ競走、ワールドオールスタージョッキーズ、ヤングジョッキーズシリーズ

（２） その他の競走においては、出馬投票締切前日までの競走成績により、下記の順位に従って出走できる馬を決定する。なお、「自ブロック所属馬」とは、下表左欄に掲げる競馬開催の競走に出馬投票する馬のうち、下表右欄のトレーニング・センターにおいて厩舎の定期貸付（日本中央競馬会厩舎貸付基準（昭和 54 年理事長達第 24 号）第 3 条に定める貸付をいう。）を受けている調教師（当該出馬投票時の管理調教師をいう。）が管理する馬をいい、「他ブロック所属馬」とは、下表左欄に掲げる競馬開催の競走に出馬投票する馬のうち、自ブロック所属馬以外の馬をいう。

イ 2 歳または 3 歳のオープン競走（春季競馬の 3 歳馬のＧⅠ競走を除く。）

収得賞金の多い馬

ロ 春季競馬の 3 歳馬のＧⅠ競走

芝コースにおいて行う、中央競馬のオープン競走、1 勝クラス競走およびパートⅠに定める外国の競馬の競走で獲得した収得賞金の多い馬

ハ 平地の 3(4)歳以上オープン競走（重賞競走およびリステッド競走を除く。）

順位 1 本会の競走馬登録（再登録を受けた馬にあっては当該再登録。以下同じ。）を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走が競馬番組で別に定める期間（以下「成績対象期間(a)」という。）に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第 3 着以内の馬（該当する競走条件（各馬の収得賞金にもとづき競馬番組で別に定める条件をいう。以下同じ。）が下位の馬を除く。）

2 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する馬（該当する競走条件が下位の馬を除く。）

3 出走間隔(本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走(障害競走、地方競馬指定交流競走および外国の競馬の競走を含む。以下この項において同じ。)の実施された日

から当該出馬投票締切前日までの期間をいう。この場合において、同一の節番号(競馬番組で別に定めるものをいう。以下同じ。)内で出走した馬が複数あるときは、これらの馬の出走間隔を同一とみなす。以下同じ。)の長い馬(該当する競走条件が下位の馬を除く。)

4　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する、該当する競走条件が 3 勝クラスの馬

5　出走間隔の長い、該当する競走条件が 3 勝クラスの馬

6　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する、該当する競走条件が 2 勝クラスの馬

7　出走間隔の長い、該当する競走条件が 2 勝クラスの馬

8　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する、該当する競走条件が 1 勝クラスの馬

9　出走間隔の長い、該当する競走条件が 1 勝クラスの馬（未勝利馬を除く。）

10　未出走馬

11　未勝利馬のうち出走間隔の長い馬

ニ　障害の 3(4)歳以上オープン競走（重賞競走および特別競走を除く。）

順位 1　本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走が成績対象期間(a)に実施された中央競馬の障害競走であって、当該競走における着順が第 3 着以内の馬（未勝利馬を除く。）

2　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する馬（未勝利馬を除く。）

3　出走間隔の長い馬（未勝利馬を除く。）

4　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する未勝利馬および未出走馬

5　未勝利馬のうち出走間隔の長い馬

ホ　3(4)歳以上 3 勝クラス競走

順位 1　本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走が成績対象期間(a)に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第 3 着以内の馬（該当する競走条件が下位の馬を除く。）

2　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する馬（該当する競走条件が下位の馬を除く。）

3　出走間隔の長い馬（該当する競走条件が下位の馬を除く。）

4　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する、該当する競走条件が 2 勝クラスの馬

5　出走間隔の長い、該当する競走条件が 2 勝クラスの馬

6　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する、該当する競走条件が 1 勝クラスの馬

7　出走間隔の長い、該当する競走条件が 1 勝クラスの馬（未勝利馬を除く。）

8　未出走馬

9　未勝利馬のうち出走間隔の長い馬

ヘ　3(4)歳以上 2 勝クラス競走

順位 1　本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走が競馬番組で別に定める

期間（以下「成績対象期間(b)」という。）に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第5着以内の馬（該当する競走条件が下位の馬を除く。）

2　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する馬（該当する競走条件が下位の馬を除く。）

3　出走間隔の長い馬（該当する競走条件が下位の馬を除く。）

4　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する、該当する競走条件が1勝クラスの馬

5　出走間隔の長い、該当する競走条件が1勝クラスの馬（未勝利馬を除く。）

6　未出走馬

7　未勝利馬のうち出走間隔の長い馬

ト　2歳または3歳1勝クラス競走

順位1　本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走が成績対象期間(b)に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第 5 着以内の馬（未勝利馬を除く。）

2　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する馬

3　出走間隔の長い馬（未勝利馬を除く。）

4　未出走馬

5　未勝利馬のうち出走間隔の長い馬

チ　3(4)歳以上1勝クラス競走

(一)下表左欄の競馬開催の競走（競馬番組で特に定めた競走を除く。）

順位1　本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走が成績対象期間(b)に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第 5 着以内の自ブロック所属馬（未勝利馬を除く。）

2　未勝利馬のうち、当該出馬投票の直前に出走した競走が成績対象期間(b)に実施された中央競馬の平地競走（未勝利競走を除く。）であって、当該競走における着順が第5着以内の自ブロック所属馬 ※2027年第30節に実施される競走から適用

3　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する自ブロック所属馬

4　出走間隔の長い自ブロック所属馬（未勝利馬を除く。）

5　本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走が成績対象期間(b)に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第 5 着以内の他ブロック所属馬（未勝利馬を除く。）

6　未勝利馬のうち、当該出馬投票の直前に出走した競走が成績対象期間(b)に実施された中央競馬の平地競走（未勝利競走を除く。）であって、当該競走における着順が第5着以内の他ブロック所属馬 ※2027年第30節に実施される競走から適用

7　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する他ブロック所属馬

8　出走間隔の長い他ブロック所属馬（未勝利馬を除く。）

9　未出走馬のうち自ブロック所属馬

10　未勝利馬のうち出走間隔の長い自ブロック所属馬

11　未出走馬のうち他ブロック所属馬

12　未勝利馬のうち出走間隔の長い他ブロック所属馬

(二)下表左欄以外の競馬開催の競走および競馬番組で特に定めた競走

順位１　本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走が成績対象期間(b)に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第 5 着以内の馬（未勝利馬を除く。）

2 未勝利馬のうち、当該出馬投票の直前に出走した競走が成績対象期間 (b)に実施された中央競馬の平地競走（未勝利競走を除く。）であって、当該競走における着順が第 5 着以内の馬　※2027 年第 30 節に実施される競走から適用

3　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する馬

4　出走間隔の長い馬（未勝利馬を除く。）

5　未出走馬

6　未勝利馬のうち出走間隔の長い馬

リ　平地の未勝利競走

（一）下表左欄の競馬開催の競走（競馬番組で特に定めた競走を除く。）

順位１　当該出馬投票の直前に出走した競走が、成績対象期間(b)に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第 5 着以内の自ブロック所属馬

2　未出走馬のうち自ブロック所属馬

3　出走間隔の長い自ブロック所属馬

4　当該出馬投票の直前に出走した競走が、成績対象期間(b)に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第 5 着以内の他ブロック所属馬

5　未出走馬のうち他ブロック所属馬

6　出走間隔の長い他ブロック所属馬

（二）下表左欄以外の競馬開催の競走および競馬番組で特に定めた競走

順位１　当該出馬投票の直前に出走した競走が、成績対象期間(b)に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第 5 着以内の馬

2　未出走馬

3　出走間隔の長い馬

ヌ　障害の未勝利競走

順位１　当該出馬投票の直前に出走した競走が、成績対象期間(b)に実施された中央競馬の障害競走であって、当該競走における着順が第 5 着以内の馬

2　本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する馬および未出走馬

3　出走間隔の長い馬

ル　その他の条件の競走

順位 1　該当する競走条件が上位の馬（未出走馬および未勝利馬を除く。）

2　未出走馬および未勝利馬

中山競馬、東京競馬、第 2 回福島競馬、第 2 回新潟競馬	美浦トレーニング・センター
京都競馬、阪神競馬、第 3 回小倉競馬、第 2 回中京競馬	栗東トレーニング・センター

（３） 上記(2)の場合において、同一順位の馬が多数ある場合には、抽選によって出走できる馬を決定する。ただし、平地の 3 歳以上または 4 歳以上の重賞競走およびリステッド競走ならびに障害の重賞競走および特別競走において同一順位の馬が多数ある場合は、各馬の収得賞金に、各馬の下記イおよびロにおいて獲得した一般事項Ⅰの４の（3）のロからトに定める額を加えた金額の多い馬から順に出走できる馬を決定する。この場合、同一金額の馬が多数あるときは抽選によるものとする。

イ 競馬番組で別に定める期間（「出走馬決定賞金算出対象期間（1)」という。）における競走（地方競馬および外国の競馬の競走を含む。）

ロ 競馬番組で別に定める期間（「出走馬決定賞金算出対象期間（2)」という。）におけるＧⅠ競走またはＪ・ＧⅠ競走

（４） 上記(2)および(3)の規定にかかわらず、競走に優先して出走できる馬を下記のとおり決定する。なお、優先出走を認められた馬で出走可能頭数を超過した場合については、下記イからホの項の順序により出走できる馬を決定する。

イ ＧⅠ競走への優先出走について

ＧⅠ競走については、以下のとおり優先出走を認める。

（一） ＧⅠ競走のうち下表 1 から下表 4 までの左欄に定める競走については、未出走馬および未勝利馬以外の馬が、下表 1 右欄の競走で第 5 着以内となった場合、下表 2 右欄の競走で第 3 着以内となった場合、下表 3 右欄の競走で第 2 着以内となった場合または同一年度に実施される下表 4 右欄の競走で第 1 着となった場合は、それぞれの表の左欄の競走に優先出走を認める。

表 1

優　駿　牝　馬	桜花賞
東　京　優　駿	皐月賞

表 2

桜　花　賞	チューリップ賞または報知杯フィリーズレビュー
皐　月　賞	報知杯弥生賞ディープインパクト記念またはフジテレビ賞スプリングステークス
ＮＨＫマイルカップ	チャーチルダウンズカップまたはニュージーランドトロフィー
秋　華　賞	紫苑ステークスまたは関西テレビ放送賞ローズステークス
菊　花　賞	朝日杯セントライト記念または神戸新聞杯

表 3

桜　花　賞	アネモネステークス
皐　月　賞	若葉ステークス
優　駿　牝　馬	サンケイスポーツ賞フローラステークス
東　京　優　駿	テレビ東京杯青葉賞

表　4

優　駿　牝　馬	スイートピーステークス
東　京　優　駿	プリンシパルステークス
フェブラリーステークス	プロキオンステークスまたは根岸ステークス
高　松　宮　記　念	阪急杯またはオーシャンステークス
大　阪　杯	中山記念または東海テレビ杯金鯱賞
天　皇　賞（春）	阪神大賞典または日経賞
ヴィクトリアマイル	サンケイスポーツ杯阪神牝馬ステークスまたは福島牝馬ステークス
農林水産省賞典安田記念	読売マイラーズカップまたは京王杯スプリングカップ
スプリンターズステークス	キーンランドカップまたは産経賞セントウルステークス
天　皇　賞（秋）	産経賞オールカマー、毎日王冠または農林水産省賞典京都大賞典
エリザベス女王杯	アイルランドトロフィー
マイルチャンピオンシップ	ＭＢＳ賞スワンステークスまたは富士ステークス
チャンピオンズカップ	みやこステークスまたは武蔵野ステークス

（二）　ＧⅠ競走のうち下表5および下表6の左欄に定める競走については、未出走馬および未勝利馬が、下表5右欄の競走で第2着以内となった場合または下表6右欄の競走で第1着となった場合は、それぞれの表の左欄の競走に優先出走を認める。

表　5

桜　花　賞	チューリップ賞または報知杯フィリーズレビュー
皐　月　賞	報知杯弥生賞ディープインパクト記念またはフジテレビ賞スプリングステークス
ＮＨＫマイルカップ	チャーチルダウンズカップまたはニュージーランドトロフィー
優　駿　牝　馬	サンケイスポーツ賞フローラステークス
東　京　優　駿	テレビ東京杯青葉賞

表　6

桜　花　賞	アネモネステークス
皐　月　賞	若葉ステークス
優　駿　牝　馬	スイートピーステークス
東　京　優　駿	プリンシパルステークス

ロ　外の優先出走について

外については、(国際)に優先出走を認める。

ハ　地の優先出走について

地については、以下のとおり優先出走を認める。

（一）　(指定)のうち下表1から下表3までの左欄に定める競走については、地方馬登録を受けている馬として、同一年度に実施される下表1右欄の競走で第2着以内となった場合、同一年度に実施される下表2右欄の競走のいずれかで第1着となった場合または下表3左欄の競走の出走馬決定賞金算出対象期間(1)に実施された同表右欄の競走のいずれかで第1着となった場合に、それぞれの表の左欄の競走に優先出走を認める。

表　1

農林水産省賞典 阪神ジュベナイルフィリーズ	アルテミスステークスまたはＫＢＳ京都賞ファンタジーステークス
朝日杯フューチュリティステークス	京王杯２歳ステークスまたはデイリー杯２歳ステークス
ホープフルステークス	東京スポーツ杯２歳ステークスまたはラジオＮＩＫＫＥＩ杯京都２歳ステークス
東京優駿	京都新聞杯
高松宮記念	阪急杯またはオーシャンステークス
大阪杯	中山記念または東海テレビ杯金鯱賞
天皇賞（春）	阪神大賞典または日経賞
ヴィクトリアマイル	サンケイスポーツ杯阪神牝馬ステークスまたは福島牝馬ステークス
農林水産省賞典安田記念	読売マイラーズカップまたは京王杯スプリングカップ
スプリンターズステークス	キーンランドカップまたは産経賞セントウルステークス
天皇賞（秋）	産経賞オールカマー、毎日王冠または農林水産省賞典京都大賞典
エリザベス女王杯	農林水産省賞典京都大賞典またはアイルランドトロフィー
マイルチャンピオンシップ	ＭＢＳ賞スワンステークスまたは富士ステークス

表　2

２歳馬のＧＩ競走	芝コースにおいて行う、中央競馬の２歳馬の重賞競走
春季競馬の３歳馬のＧＩ競走	芝コースにおいて行う、中央競馬の３歳馬の重賞競走

表　3

３歳馬および ３(4)歳以上馬のＧＩ競走 (フェブラリーステークス、宝塚記念、ジャパンカップ、チャンピオンズカップおよび有馬記念競走を除く)	芝コースにおいて行う、中央競馬のＧＩ競走および外国の重賞競走のＧ１競走

（二）　指定のうち上記(一)の表の左欄に掲げる競走、宝塚記念、ジャパンカップ、有馬記念競走およびダートコースにおいて行う重賞競走（３歳馬の競走を除く）以外の競走については、次のとおり優先出走を認める。

・重賞競走（ダートコースにおいて行う競走を除く。）およびトライアル競走にあっては、競馬番組で別に定める選定方法により芝実績馬として選定された馬

・上記以外の指定にあっては、すべての馬

（三）　特指に優先出走を認める。ただし、競馬番組で特に定めた競走を除き、当該馬の該当する競走条件（ただし、第２回札幌競馬においては、未出走馬および未勝利馬以外の馬が２歳のオープン競走に出走する場合に、当該馬は該当する競走条件の競走に出走するものとする。以下同じ。）が異なる場合、優先出走を認めないものとする。

ニ　ハンデキャップ競走への優先出走について

ハンデキャップ競走については、上記ロまたはハにより優先出走を認められた馬以外の出馬投票馬のうち、当該馬の負担重量にアローワンスに相当する重量および競馬施行規程第73条の規定による南半球で出生した馬に係る負担重量の減量（以下「南半球産馬の負担重量の減量」という。）に相当する重量を加えて得た重量の大きいものから上位３頭の馬に優先出走を認める。この場合において、同一順位の馬が多数ある場合には、抽選によって優先出走を認める馬を決定するものとする。

ホ　出走できる馬とならなかった場合の優先出走について

（一）　該当する競走条件の競走（2 歳または 3 歳のオープン競走（重賞競走を除く。）に限る。）において出走できる馬とならなかった馬（当該出馬投票直前に、競馬番組で別に定める期間（以下「オープン競走の次走優先権付与制限対象期間」という。）に実施された競走に出走しなかった馬に限る。）のうち下記 3 により再投票（競馬施行規程第 85 条第 2 項の規定により競馬番組で定める締切り時刻を同じくする他の競走に出走させることを希望する旨の申し出をいう。以下同じ。）をしなかった馬および再投票をしたが出馬投票したとみなされなかった馬については、最初に出走できる馬とならなかった日から 2 ヵ月以内に、出走できる馬とならなかった平地の重賞競走（当該馬の該当する競走条件の重賞競走に限る。また、競馬番組で特に定めた競走を除く。）を除いて最初に出馬投票または再投票した競走が当該馬の該当する競走条件であり、2 歳もしくは 3 歳のオープン競走（重賞競走および競馬番組で特に定めた競走を除く。）である場合に限り当該競走への優先出走を認める。

（二）　削　除

（三）　該当する競走条件の下記競走において出走できる馬とならなかった馬のうち下記 3 により再投票をしなかった馬および再投票をしたが出馬投票したとみなされなかった馬については、最初に出走できる馬とならなかった日から 2 ヵ月以内に最初に出馬投票または再投票した競走が下記競走（当該馬の該当する競走条件の競走かつ最初に出走できる馬とならなかった日において出走できる馬とならなかった競走と競走の種類が同一の競走に限る。また、競馬番組で特に定めた競走を除く。）である場合に限り当該競走への優先出走を認める。

・新馬競走

・その他競馬番組で特に定めた競走

（四）　上記(一)から(三)により優先出走を認められた競走に出馬投票したにもかかわらず、下記(五)および(六)の規定により再び出走できる馬とならなかった場合には、上記(一)から(三)の規定を準用する。この場合において、上記(一)から(三)中「最初に出走できる馬とならなかった日から 2 ヵ月以内」とあるのは「出走できる馬とならなかった最終回の出馬投票の日からさらに 2 ヵ月以内」と読み替えるものとする。

（五）　上記(一)から(四)の場合において、優先出走を認められた馬が多数あるときは、優先出走を認められた出走できる馬とならなかった回数の多い馬から順次 1 回に限り優先出走を認める。この場合、同一回数の馬が多数あるときは抽選によるものとする。ただし、オープン競走において同一回数の馬が多数あるときは、上記(1)から(3)に規定する方法に準じて決定するものとする。

（六）　上記(一)から(五)の場合において、最初に出馬投票した競走（オープン競走を除く。）に出走可能頭数を超過する申込みがあったときは、出走可能頭数のうち 5 頭の出走枠については優先出走を認めないものとする。ただし、再投票についてはこの限りでない。

（七）　削　除

（八）　上記(一)から(六)までの規定にかかわらず、優先出走を認められた馬が地方競馬指定交流競走に係る当該地方競馬主催者の出走投票をした場合は、当該競走の実施日以降優先出走を認めないものとする。

３．再投票について

（１）　再投票の申込締切りは、出走できる馬とならなかった馬の発表の 30 分後とする。

（２）　所定の出馬投票締切りの時に、競走の取りやめが決定した競走および出走可能頭数以上である競走ならびにＧＩ競走および競馬番組で特に定めた競走に対しては再投票は認めない。

（３）　再投票の結果、出走可能頭数を超過する場合は再投票をした馬のうちから上記 2 に規定する方法に準じて出馬投票をしたものとみなす馬を決定する。

４．交替騎手

出馬投票の際に交替騎手の氏名を併記してある場合、当該競走が分割されたとき、当該競走において出走可能頭数超過のため出走できる馬とならなかった馬があったときまたはその他本会が特に認めたときに限り当該交替騎手の氏名をもって出馬投票したものとみなすことがある。

Ⅵ　競走の取りやめ・延期・分割等

１．競走の取りやめ・延期等

（１）　下表１の競走以外の競走において、第１回特別登録または所定の出馬投票締切りの結果、登録申込馬または出走申込馬が４頭以下（3 歳の未勝利競走については５頭以下。）の場合は、その競走を取りやめる。ただし、(国際)において[外]の出走申込みがある場合または(指定)その他競馬番組で特に定めた競走において[地]の出走申込みがある場合は、それぞれその競走を取りやめないものとする。

上記の事由によって競走を取りやめる場合は、その競走に特別登録または出馬投票をした馬の馬主・調教師・騎手および厩務員に対し下表２のとおり競走取りやめ金を交付する。

表　１

２　歳　馬　競　走	ＧⅠ競走、ＧⅡ競走
３　歳　馬　競　走	ＧⅠ競走、ＧⅡ競走、トライアル競走
３(４)歳以上馬競走	ＧⅠ競走、ＧⅡ競走
障　害　競　走	Ｊ・ＧⅠ競走、Ｊ・ＧⅡ競走

表　２

競走の種類	馬　主	調教師	騎　手	厩務員
平　地　競　走	400,000 円	50,000 円	25,000 円	25,000 円
障　害　競　走	560,000 円	70,000 円	35,000 円	35,000 円

（２）　天災地変その他やむを得ない事由によって、競走を実施することができなかった場合は、その競走を取りやめまたは延期することがある。

なお、延期して行う競走については、馬場および競走距離その他を変更することがある。

上記の事由によって競走の取りやめまたは競走の延期等を行った場合には、馬主・調教師・騎手・厩務員またはその団体に対し、別に定めるところにより競走取りやめ金等を交付することがある。

（３）　競馬施行規程第 73 条の２により競走を延期して行う場合の馬齢重量、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量の取扱いは次のとおりとする。

イ　特別登録（最終回の特別登録申込みをもって出馬投票にかえるものを除く。下記ロにおいて同じ。）をやりなおす開催日にあっては、延期後の開催日現在における馬齢重量、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量を適用する。

ロ　特別登録をやりなおさない開催日にあっては、延期前の開催日において適用することとなっていた馬齢重量、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量をもって、延期後の開催日における馬齢重量、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量とする。ただし、出馬投票締切前に競走距離を変更する場合は、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量については変更後の競走距離によるものとする。

２．競走の分割

（１）　所定の出馬投票締切りの結果、競走の取りやめがあり、かつ、平地一般競走のうち申込馬が 16 頭以上のものがある場合は、1 日の競走数が 12 を超えない範囲（第 2 回新潟競馬および第 2 回中京競馬では 7 を超えない範囲）内において、取りやめた競走が 1 競走のときは当該一般競走のうち申込馬が最も多い競走、取りやめた競走が 2 競走以上のときは申込馬が最も多い競走および 2 番目に多い競走を 2 競走に分割して実施する。

この場合、分割すべき競走に一般事項Ⅴの 3 の(1)により出走を希望する旨申し出た馬があったときは、その馬を含めて競走の分割を行う。

（２）　上記(1)の規定にかかわらず、取りやめた競走と同一場、同一種別、同一競走条件の競走およびその他競馬番組で特に定めた競走の分割は行わない。

（３）　上記(1)により分割する場合、申込頭数が同数である競走が 2 以上ある場合は、次の優先順位で分割する競走を決定する。

イ　2 歳馬競走は 3 歳以上馬競走より優先

　　3 歳馬競走は 4 歳以上馬競走より優先

ロ　同一種別の競走では新馬競走を最優先とし、その他は競走条件が上位の競走が優先

ハ　同一種別、同一競走条件の競走で申込頭数が同数の場合は抽選

（４）　削　除

（５）　分割の方法は馬番号の決定方法に準じ抽選で仮番号を付し、奇数番号の馬でＡ競走を、偶数番号の馬でＢ競走を編成する。

なお、分割すべき競走が１日に 2 競走ある場合は、申込頭数の多い方の競走の奇数番号の馬でＡ競走を、偶数番号の馬でＢ競走を編成し、申込頭数の少ない方の競走の奇数番号の馬でＣ競走を、偶数番号の馬でＤ競走を編成する。この場合において、分割すべき競走の申込頭数が同数であるときは、上記(3)のイからハにおける優先順位上位の競走(同順位であるときは、競馬番組に定める競走番号の小さい競走)の奇数番号の馬でＡ競走を、偶数番号の馬でＢ競走を編成し、それ以外の競走の奇数番号の馬でＣ競走を、偶数番号の馬でＤ競走を編成する。

（６）　分割された競走の本賞金額その他は、分割前の競走とすべて同一とする。

（７）　競走の分割は、実施の結果を考慮して随時廃止することがある。

Ⅶ　競走番号・馬場・競走距離の変更

１．競走番号の変更

競走の番号は、所定の出馬投票締切りの結果または再投票締切りの結果変更することがある。

２．削　除

３．馬場・競走距離の変更

降雪、凍結、降雨等のため、競馬番組で発表した馬場および競走距離により競走を実施することが不適当であると認めた場合は、馬場または競走距離のいずれか一方あるいは両方を変更して実施することがある。なお、馬場を変更する場合において、芝コースからダートコースに変更するときは、競馬番組で別に定めるところによるものとする。また、出馬投票締切前に競走距離を変更する場合は、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量については変更後の競走距離によるものとする。

Ⅷ　賞　　金

１．本　賞

出走馬のうち第1着馬から第5着馬の馬主（共有馬にあっては共有代表馬主。以下同じ。）に対し、競馬番組記載の本賞を交付する。

２．距離別出走奨励賞

芝コースにおいて行う距離1,800メートル以上の平地競走に出走した馬の馬主に対し、距離別出走奨励賞を交付する。この場合、第1着馬については下表1の金額を交付し、第2着馬から第10着馬については、下表1の金額に下表2の比率を乗じて得た額（1万円未満の金額については四捨五入）を交付する。

なお、出馬投票締切後に一般事項Ⅶの3に定めるところにより馬場または競走距離のいずれか一方あるいは両方を変更した場合は、出馬投票締切時の馬場および競走距離により交付する。

表　1

競　　走		1,800m	1,800m超 2,000m以下	2,000m超
3（4）歳以上 馬　競　走	重賞競走以外のオープン競走	140万円	260万円	380万円
	3勝クラス競走			
	2勝クラス競走			
	1勝クラス競走 （特別競走に限る）	80万円	140万円	200万円

表　2

第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着
40%	25%	15%	10%	8%	7%	6%	3%	2%

３．内国産馬所有奨励賞

（１）　内国産馬奨励賞

イ　下表に定める平地競走の出走馬が内国産馬であった場合、当該馬の馬主に対し、下表のとおり内国産馬奨励賞を交付する。

競走			第１着	第２着	第３着	第４着	第５着	第６着	第７着	第８着
Ｇ　Ⅰ　競　走			160 万円	64 万円	40 万円	24 万円	16 万円	11 万円	8 万円	5 万円
ＧⅠ競走以外の重賞競走			150 万円	60 万円	38 万円	23 万円	15 万円	11 万円	8 万円	5 万円
リステッド競走			140 万円	56 万円	35 万円	21 万円	14 万円	10 万円	7 万円	4 万円
その他のオープン競走			140 万円	56 万円	35 万円	21 万円	14 万円	10 万円	7 万円	4 万円
3 勝クラス競走			140 万円	56 万円	35 万円	21 万円	14 万円	10 万円	7 万円	4 万円
2 勝クラス競走			140 万円	56 万円	35 万円	21 万円	14 万円	10 万円	7 万円	4 万円
1勝クラス競走	2・3歳		120 万円	48 万円	30 万円	18 万円	12 万円	8 万円	6 万円	4 万円
	3（4）歳以上		90 万円	36 万円	23 万円	14 万円	9 万円	6 万円	5 万円	3 万円
新馬競走	2　歳		200 万円	80 万円	50 万円	30 万円	20 万円	14 万円	10 万円	6 万円
	3　歳		170 万円	68 万円	43 万円	26 万円	17 万円	12 万円	9 万円	5 万円
未勝利競走	2　歳		200 万円	80 万円	50 万円	30 万円	20 万円	14 万円	10 万円	6 万円
	3 歳	春季競馬	170 万円	68 万円	43 万円	26 万円	17 万円	12 万円	9 万円	5 万円
		春季競馬以外	160 万円	64 万円	40 万円	24 万円	16 万円	11 万円	8 万円	5 万円

ロ　削　除

（２）　内国産牝馬奨励賞

イ　下表1に定める平地競走の出走馬が内国産の牝馬であった場合、当該馬の馬主に対し、下表1のとおり内国産牝馬奨励賞を交付する。ただし、当該競走が牝馬のみが出走できる競走であった場合は交付しない。

表　1

競走			第１着	第２着	第３着	第４着	第５着	第６着	第７着	第８着
新馬競走	2　歳		160 万円	64 万円	40 万円	24 万円	16 万円	11 万円	8 万円	5 万円
	3　歳		100 万円	40 万円	25 万円	15 万円	10 万円	7 万円	5 万円	3 万円
未勝利競走	2　歳		100 万円	40 万円	25 万円	15 万円	10 万円	7 万円	5 万円	3 万円
	3 歳	春季競馬	50 万円	20 万円	13 万円	8 万円	5 万円	4 万円	3 万円	2 万円

ロ　前号の規定にかかわらず、第1回中山競馬、第1回東京競馬、第2回中山競馬、第1回京都競馬、第2回京都競馬、第1回阪神競馬、第1回小倉競馬、第2回小倉競馬および第1回中京競馬第1～4日の平地未勝利競走に未出走馬として出走した馬が内国産の牝馬であった場合、当該馬の馬主に対し、上記イによる金額に、下表2に定める金額を加えた金額を交付する。ただし、当該競走が牝馬のみが出走できる競走で

あった場合は交付しない。

表　2

第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着
50万円	20万円	12万円	7万円	5万円	3万円	2万円	1万円

４．内国産馬所有馬主賞

（１）　内国産馬馬主賞

下表に定める平地競走の出走馬が内国産馬であった場合、当該馬の馬主に対し、下表のとおり内国産馬馬主賞を交付する。

競　　走	第１着	第２着	第３着	第４着	第５着
重賞競走以外のオープン競走	10 万円	4 万円	2.5 万円	1.5 万円	1 万円
３　勝　ク　ラ　ス　競　走	10 万円	4 万円	2.5 万円	1.5 万円	1 万円
２　勝　ク　ラ　ス　競　走	10 万円	4 万円	2.5 万円	1.5 万円	1 万円
１　勝　ク　ラ　ス　競　走	10 万円	4 万円	2.5 万円	1.5 万円	1 万円
新　馬　・　未　勝　利　競　走	30 万円	12 万円	7.5 万円	4.5 万円	3 万円

（２）　内国産牝馬馬主賞

下表に定める平地競走の出走馬が内国産の牝馬であった場合、当該馬の馬主に対し、下表のとおり内国産牝馬馬主賞を交付する。ただし、当該競走が牝馬のみが出走できる競走であった場合は交付しない。

競　　走			第１着	第２着	第３着	第４着	第５着
新　馬　競　走			10 万円	4 万円	2.5 万円	1.5 万円	1 万円
未勝利競走	２　歳		10 万円	4 万円	2.5 万円	1.5 万円	1 万円
	３　歳	春季競馬	10 万円	4 万円	2.5 万円	1.5 万円	1 万円

５．削　除

６．出走奨励金

（１）　出走馬の馬主に対し、当該競走の第1着本賞金に下表1の比率を乗じて得た額（1万円未満の金額については四捨五入）の出走奨励金を交付する。

表　1

競　　走	第６着	第７着	第８着	第９着	第 10 着
重賞競走および 重賞競走以外の平地オープン競走	8%	7%	6%	4%	2%
そ　の　他　の　競　走	8%	7%	6%	4%	－

（２）　前項の規定にかかわらず、第1回中山競馬、第1回東京競馬、第2回中山競馬、第1回京都競馬、第2回京都

競馬、第1回阪神競馬、第1回小倉競馬、第2回小倉競馬および第1回中京競馬第1～4日の平地未勝利競走に未出走馬として出走した馬の馬主に対し、前項による金額に、下表2に定める金額を加えた金額を交付する。

表　2

第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着	第9着
60万円	30万円	20万円	8万円	6万円	5万円	4万円	3万円	3万円

（3）　前2項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には交付しない。

イ　裁決委員が不適当と認めたとき。

ロ　競馬番組で特に定めた競走以外の競走において、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、下表3に定める時間を超えて決勝線に到達したとき。ただし、平地のオープン競走に出走したとき（重賞競走に出走した未出走馬および未勝利馬を除く。）または裁決委員がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

ハ　平地競走および障害競走において、装着時のでき上り厚さ10ミリ以下、最大部分の幅25ミリ以下、重さ150グラム以下の蹄鉄を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

表　3

競走		右欄に掲げる競走以外の競走		2歳の新馬競走	
		芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走
平地競走	1,400m以下	3秒	4秒	4秒	5秒
	1,400m超2,000m未満	4秒	5秒	5秒	6秒
	2,000m以上	5秒	6秒	6秒	7秒
障害競走（特別競走を除く）		8秒	10秒		

（4）　下記対象競走については、上記（1）の規定に加え、競馬番組その他で別に定める出走奨励金を交付する。

対象競走　・本会が指定するＧⅠ競走およびＧⅡ競走
・有馬記念
・ワールドオールスタージョッキーズ
・ヤングジョッキーズシリーズ

7．褒賞金

馬主・調教師・騎手・調教助手・厩務員および生産者に対し、別に定める褒賞金交付基準により褒賞金を交付することがある。

8．賞　品

馬主・調教師・騎手・調教助手・厩務員および生産者に対し、別に定める賞品交付基準により賞品を交付する。

9．付加賞

特別登録料は、その総額を7：2：1の割合で案分し、第1着馬・第2着馬および第3着馬の馬主に対し付加賞とし

て交付する。ただし、第3着馬がないときは、その総額を8：2の割合で第1着馬および第2着馬の、また第2着馬および第3着馬がないときはその総額を第1着馬の馬主に対し交付する。

10. 生産者賞

（1）生産牧場賞

イ　出走馬の生産牧場（当該馬が生まれた時、軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有し、その母馬の飼養を行っていた者をいう。以下同じ。）で以下の各号の条件を備えている者に対し、下表1のとおり生産牧場賞を交付する。

ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付しない。

(一)　現に軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有しているとともに繁殖の用に供する牝馬を飼養管理して軽種馬の生産に従事している者であること。

(二)　外国人（日本国内で軽種馬の生産事業を行っている外国人を除く。）でないこと。

表　1

競走		第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
GⅠ競走		100万円	40万円	25万円	15万円	10万円
GⅠ競走以外の重賞競走		65万円	26万円	16万円	10万円	7万円
リステッド競走		50万円	20万円	13万円	8万円	5万円
その他の特別競走		45万円	18万円	11万円	7万円	5万円
一般競走	1勝クラス以上の競走	38万円	15万円	10万円	6万円	5万円
	新馬・未勝利競走	36万円	14万円	9万円	6万円	5万円

ロ　前号の規定にかかわらず、下表2に定める競走に㊥（内国産馬を除く。）の出走があった場合、出走馬の生産牧場で上記イの（一）および（二）の条件を備えている者に対し、下表2のとおり生産牧場賞を交付する。

ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付しない。

表　2

競走	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
GⅠ競走	150万円	60万円	38万円	23万円	15万円
GⅠ競走以外の重賞競走	95万円	38万円	24万円	14万円	10万円
リステッド競走	65万円	26万円	16万円	10万円	7万円
その他の特別競走	55万円	22万円	14万円	8万円	6万円
一般競走	45万円	18万円	11万円	6万円	5万円

ハ　前2号の規定にかかわらず、種付および種付証明書の記載に関して不正な行為を行った者、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの登録の申込みに関して不正な行為を行った者、競走馬の生産・取引きについて秩序を乱した者、競馬関与の禁止または停止処分（地方競馬への関与禁止または停止処分を含む。以下同じ。）を現に受けている者、その他本会が不適当と認めた者に対しては、生産牧場賞を交付しない。

（2）繁殖牝馬所有者賞

イ　出走馬が生まれた時にその母馬を所有していた者であって以下の各号の条件を備えている者に対し、下表

1のとおり繁殖牝馬所有者賞を交付する。

ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付しない。

(一)　現に軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有しているとともに繁殖の用に供する牝馬を飼養管理して軽種馬の生産に従事している者または本会の馬主登録を現に受けている者であること。

(二)　外国人（日本国内で軽種馬の生産事業を行っている外国人および本会の馬主登録を現に受けている外国人を除く。）でないこと。

表　1

競走		第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
G　I　競　走		130万円	52万円	33万円	20万円	13万円
GI競走以外の重賞競走		80万円	32万円	20万円	12万円	8万円
リステッド競走		55万円	22万円	14万円	8万円	6万円
その他の特別競走		50万円	20万円	13万円	8万円	5万円
一般競走	1勝クラス以上の競走	40万円	16万円	10万円	7万円	5万円
	新馬・未勝利競走	36万円	14万円	9万円	6万円	5万円

ロ　前号の規定にかかわらず、下表2に定める競走に外（内国産馬を除く。）の出走があった場合、当該競走の出走馬が生まれた時にその母馬を所有していた者であって、上記イの（一）および（二）の条件を備えている者に対し、下表2のとおり繁殖牝馬所有者賞を交付する。

ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付しない。

表　2

競走	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
G　I　競　走	180万円	72万円	45万円	27万円	18万円
GI競走以外の重賞競走	110万円	44万円	28万円	17万円	11万円
リステッド競走	70万円	28万円	18万円	11万円	7万円
その他の特別競走	60万円	24万円	15万円	9万円	6万円
一　般　競　走	47万円	19万円	12万円	7万円	5万円

ハ　前2号の規定にかかわらず、種付および種付証明書の記載に関して不正な行為を行った者、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの登録の申込みに関して不正な行為を行った者、競走馬の生産・取引きについて秩序を乱した者、競馬関与の禁止または停止処分を現に受けている者、その他本会が不適当と認めた者に対しては、繁殖牝馬所有者賞を交付しない。

11. 競走協力金

各競走の第1着馬・第2着馬および第3着馬の馬主が所属する馬主協会に対し、別に定める競走協力金を交付する。

なお、当該馬主が複数の馬主協会に所属しているため、競走協力金を等分して交付する場合、100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げる。

12. 馬主協会賞

各競走の第1着馬・第2着馬および第3着馬の馬主が所属する馬主協会に対し、別に定める馬主協会賞を交付する。

なお、当該馬主が複数の馬主協会に所属しているため、馬主協会賞を等分して交付する場合、100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げる。

Ⅸ 諸 手 当 等

１．特別出走手当

（１） 競走に出走した馬の馬主に対し、580,000円の特別出走手当を交付する。なお、第2回新潟競馬および第2回中京競馬の競走に出走した馬の馬主に対しては、20,000円を加えた金額を交付する。

（２） 前項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する競走に出走した馬の馬主に対し、前項の規定による金額に、その区分に応じ当該各号に定める金額を加えた金額を交付する。

イ 芝コースにおいて行う距離1,800メートル以上の平地競走

（一）３（4）歳以上馬競走 60,000円

（二）3歳馬競走 30,000円

ロ 障害競走 10,000円

ハ 2歳馬競走 70,000円

（３） 前2項の規定にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走以外の平地競走に出走した6歳以上の収得賞金500万円以下の馬（地以外の収得賞金200万円未満の馬を除く。）の馬主に対しては、前2項の規定による金額から120,000円を減じた金額を交付する。

（４） 前3項の規定にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走以外の競走に出走した以下の各号のいずれかに該当する馬の馬主に対しては、前3項の規定による金額の半額を交付する。

イ 地

ロ 平地競走に出走した5歳以上の収得賞金200万円未満の馬

ハ 平地競走に出走した4歳の未出走馬および未勝利馬

ニ 第４回中山競馬第３～９日、第４回阪神競馬第３～９日、第４回東京競馬、第４回京都競馬、第３回新潟競馬、第５回東京競馬、第５回京都競馬、第３回福島競馬、第５回中山競馬、第５回阪神競馬および第３回中京競馬の平地競走に出走した３歳の未出走馬および未勝利馬

（５） 前4項の規定にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走以外の競走において第8着より後の着順となった馬が、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、下表に定める時間を超えて決勝線に到達した場合、当該馬の馬主に対しては、前4項の規定による金額の半額を交付する。 ただし、平地のオープン競走に出走したときおよび裁決委員がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（６） 前5項の規定にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走以外の競走に出走した以下の各号のいずれかに該当する馬の馬主に対しては交付しない。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

イ 外

ロ 削 除

ハ 平地の重賞競走において、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、下表に定める時間を超えて決勝線に到達した未出走馬および未勝利馬

（７） 上記（1）から（5）までの規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には交付しない。

イ 失格したときまたは裁決委員が不適当と認めたとき。

ロ 削 除

ハ 平地競走および障害競走において、装着時のでき上り厚さ10ミリ以下、最大部分の幅25ミリ以下、重さ150グラム以下の蹄鉄を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

ニ 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

競走		右欄に掲げる競走以外の競走		2歳の新馬競走	
		芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走
平地競走	1,400m以下	3秒	4秒	4秒	5秒
	1,400m超2,000m未満	4秒	5秒	5秒	6秒
	2,000m以上	5秒	6秒	6秒	7秒
障害競走（特別競走を除く）		8秒	10秒		

２．調教師出走奨励金

競走に出走した馬の中央競馬の調教師が所属する調教師会に対し、出走1回につき4,000円の調教師出走奨励金を交付する。ただし、失格（決勝線への到達時間超過による失格を除く。）したとき、または調教師が当該馬に関して調教停止以上の処分を受けたときは交付しない。

３．厩舎運営奨励金

調教師による健全な厩舎運営への補助として、競走に出走した馬の中央競馬の調教師に対し、出走１回につき140,000円の厩舎運営奨励金を交付する。ただし、失格したとき、一般事項Ⅱの10の規定により出走制限を受けたとき、または調教師が当該馬に関して調教停止以上の処分を受けたときは交付しない。

４．騎乗手当および騎手奨励手当

（１） 競走に騎乗した騎手に対し、騎乗１回につき下表のとおり騎乗手当を交付する。また、競馬番組で特に定めた競走については、競馬番組で別に定める騎乗手当を交付する。

平地競走	ＧＩ競走	66,000円
	その他の重賞競走	46,000円
	その他の競走	29,000円
障害競走	Ｊ・ＧＩ競走	148,000円
	その他の重賞競走	118,000円
	その他の競走	93,500円

（２） 競走に騎乗した中央競馬の騎手に対し、騎乗１回につき16,000円の騎手奨励手当を交付する。

（３） 上記(1)および(2)において、失格（決勝線への到達時間超過による失格を除く。）したとき、または騎手が騎乗停止以上の処分を受けたときは交付しない。

５．厩務員出走奨励金

競走に出走した馬の調教助手または厩務員に対し、出走１回につき9,600円の厩務員出走奨励金を交付する。また、競馬番組で特に定めた競走については、別に定める厩務員出走奨励金を交付する。

ただし、失格（決勝線への到達時間超過による失格を除く。）したとき、または調教助手もしくは厩務員が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたときは交付しない。

６．開催協力手当

第２回新潟競馬および第２回中京競馬の第５競走から第７競走まで（所定の出馬投票締切りの結果または再投票締切りの結果、競走の取りやめまたは分割その他の理由により競走番号の変更を行った場合は、競馬番組で定める第５競走から第７競走までの発走時刻に実施することとなった競走）に出走した馬の調教師に対し、出走１回につき別に定める開催協力手当を交付する。また、当該競走に騎乗した騎手に対し、騎乗１回につ

き別に定める開催協力手当を交付する。

７．馬主活動奨励金

競走馬事故見舞金等の原資として、中央競馬馬主相互会に対し、中央競馬の競走１回につき別に定める馬主活動奨励金を交付する。

Ｘ　競馬施行規程第 130 条の規定により
着順が確定後に変更される場合の取扱い

１．競 走 成 績

当該競走の競走成績は、変更された着順によって取扱うものとする。

なお、当該競走の実施日の翌日から着順が変更されるまでの間に出走した競走の競走成績は変更しない。

２．競 走 条 件

出走馬の資格は、上記 1 の変更後の競走成績にもとづいて改めて決定するものとする。

３．一般事項Ⅱの 9 および 10 の取扱い

（１）　3走成績による平地競走の出走制限については、上記1の変更後の競走成績にもとづいて改めて決定するものとする。

（２）　タイムオーバーとなった馬の平地競走の出走制限については、上記 1 の変更後の競走成績にもとづいて改めて決定するものとする。ただし、新たな出走制限は行わない。

４．特 別 登 録

競馬施行規程第77条第4号に規定する馬のうち、上記2によって変更された出走資格と変更前のものとが異なるために、当該登録した特別競走に出走できなくなったものについては、その特別登録料は返還する。

５．一般事項Ⅴの 2 の(4)のホの取扱い

出走可能頭数超過により出走できる馬とならなかった場合の優先権については、上記 2 によって変更された当該馬の競走条件と変更前のものとが、同一の場合に限り行使できるものとする。

６．賞金等の返還・交付

（１）　賞金および諸手当

当該競走の賞金および諸手当は、上記 1 の変更後の競走成績にもとづくものとし、すでに交付した額と変更後の競走成績によって交付される額とが相違する場合は、その差額について、返還および交付を行うこととする。

（２）　賞　品

当該競走の賞品は、上記 1 の変更後の競走成績にもとづくものとし、すでに交付した賞品と変更後の競走成績によって交付される賞品とが相違する場合は、すでに交付した賞品は返還させることとし、その後に改めて賞品を交付するものとする。

７．1993 年 12 月 31 日以前に実施された競走については、上記にかかわらず、従前の一般事項Ⅷの 7 に定めた競馬施行規程第 112 条の取扱いによる。

Ⅺ　そ　の　他

１．同着の場合の賞金の算出方法

同着の場合において、賞金を等分して交付する際に、本賞・距離別出走奨励賞・内国産馬所有奨励賞・内国産馬所有馬主賞・出走奨励金・付加賞および生産者賞について 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを 1,000 円に、競走協力金および馬主協会賞について 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に、それぞれ切り上げる。

２．賞金および諸手当等の交付方法

賞金および諸手当等については、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）による税金を控除した残額に相当する金額を銀行等口座へ振り込むことにより交付する。

この場合において、競走に出走した馬（地および外を除く。）の馬主に対し交付する当該金額の一部については、以下の各項に掲げる者に対し、その区分に応じ当該各項に定める金額を振り込むこととする。

(1)　当該馬の調教師　本賞、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞および出走奨励金の合計金額の 15%に相当する金額

(2)　当該馬の騎手　本賞、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、出走奨励金および付加賞の合計金額の平地競走にあっては 5%、障害競走にあっては 7%に相当する金額（競馬施行規程第 44 条第 1 項ただし書により外国において馬の騎乗に関し免許を受けている者のために行う臨時の試験により免許を受けている騎手にあっては消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）による税金を控除した残額に相当する金額）

３．競馬施行規程第101条により指定する競走

装鞍所へのひき付けは、当該競走の発走時刻の 60 分前までとする。ただし、下表左欄において指定する競走については、下表右欄に定める時刻までとする。

有馬記念	発走時刻の 80 分前
安田記念、宝塚記念およびスプリンターズステークス	発走時刻の 65 分前
その他のＧⅠ競走	発走時刻の 70 分前
第 3 回東京競馬の競走	発走時刻の 55 分前
第 3 回阪神競馬、第 4 回中山競馬および第 4 回阪神競馬の競走	発走時刻の 50 分前
第 2 回福島競馬、第 2 回新潟競馬、第 3 回小倉競馬、 第 2 回中京競馬、第 1 回函館競馬、第 1 回札幌競馬、 第 2 回函館競馬および第 2 回札幌競馬の競走	発走時刻の 40 分前

（参考）競馬施行規程第101条

調教師は、競走に出走させようとする馬を、競馬番組で定める時までに装鞍所にひき付けなければならない。